

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人の亡夫（以下「被災者」という。）に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

被災者は、昭和○年○月にA所在のB組に雇用され、鳶工及び基礎工として解体工事等の業務に従事していた。

被災者は、平成○年○月○日、C病院に受診し「原発性肺がん」（以下「本件疾病」という。）と診断され、入院、通院による療養後、同年○月○日、D診療所にも受診し、療養を継続した。

被災者は、本件疾病を発症したのは石綿にばく露する作業に従事したことが原因であり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成○年○月○日から同月○日までの期間における休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

被災者は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、本件再審査請求については、被災者が平成○年○月○日死亡したので、同人の妻である請求人が承継したものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、被災者には、画像所見及び剖検所見のいずれにおいても胸膜プラークが認められることから、被災者に発症した本件疾病は、石綿による肺がんに該当する旨主張している。

(2) 石綿による疾患の認定基準については、厚生労働省労働基準局長が、「石綿による疾患の認定基準について」(平成24年3月29日付け基発0329第2号及び平成25年10月1日付け基発1001第8号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えてるので、以下、認定基準に照らして検討する。

(3) まず、被災者に発症した本件疾病が原発性のものであり、かつ被災者の石綿ばく露作業の従事期間が10年以上であることについては、当審査会としても認められるものと判断する。

(4) 次に、被災者に、画像診断上、胸膜プラークが認められるか否かについてみると、E医師及びF医師は、認められる旨述べている。これに対し、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「F医師の指摘した部位の陰影は、軟部組織であり、明らかな胸膜プラークとは認められないと思われる。」と述べている。さらに、石綿確定委員会も平成〇年〇月〇日付け意見書において、「それぞれの胸部CTで背側胸膜にわずかな変化を認めるが、胸膜プラークとは認められない。」と結論付けている。

そこで、当審査会において、本件における画像所見等を詳細に検討したところ、G医師及び石綿確定委員会の意見は妥当であり、当審査会としても、被災者には、画像診断上、胸膜プラークは認められないものと判断する。

(5) 請求人らは、上記E医師作成の「被災者の剖検所見について」と題する文書を根拠に、被災者の解剖所見上、胸膜プラークの存在について確証が得られた旨主張するが、当審査会において、同医師から提出された剖検における被災者の肺の写真像を精査するも、同医師によって胸膜プラークと指摘された部位において明らかな胸膜プラークの変化を認めることはできない。

(6) 以上のことからすると、当審査会としても、請求人に発症した本件疾病は、原発性の肺がんであると認められるものの、認定基準に定める要件を満たさないことから、業務上の事由による疾病とは認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。